

KPMG Japan e-Tax News



税務情報

税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

国税庁は7月15日、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について（事務運営指針）（6月14日付）を公表しました。

国税庁は、大企業を対象に「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」を2011年5月から行っており、このたび、その取組の内容を事務運営指針として示したものです。

趣旨

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であるとして、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促進することが、この取組の趣旨とされています。

対象法人

実地調査が行われる国税局特別国税調査官所掌法人（資本金がおおむね40億円以上の法人が該当すると考えられます。）が対象とされます。

主な内容

- 国税局特別国税調査官（「担当特官」）は、調査法人に対し、調査着手後の早い段階で、「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」（様式1）の作成を依頼する。（調査法人が「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」の記載を行わない場合には、以下の適用はない。）
- 担当特官が「税務に関するコーポレートガバナンスの確認項目の評価ポイント」（別紙1）に基づき、「税務に関するコーポレートガバナンス評価書」（様式2）を作成し、調査（査察）部次長への報告をしたのち、調査法人のトップマネジメントとの面談が、原則として、部次長により行われる。
- 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好であり、調査結果に大口・悪質な是正事項がなく調査必要度が低いと判断される法人については、調査省略対象とす

る事業年度の申告書審理を行う際に、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等（組織再編における適格組織再編か否かの判定等）を自主的に開示（「自主開示」）し、当局がその適正処理を確認することを条件に、次回調査までの調査間隔が延長される。

- 担当特官は、延長対象法人に対して、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う際に、「[自主開示について](#)」（別紙2）を提示して説明を行い、自主開示を依頼する。自主開示事項が適正に処理されているか否かを確認し、「[自主開示事項確認実績整理票](#)」（様式3）に内容等を取りまとめ、必要に応じ調査審理課と協議し、確認結果を延長対象法人に連絡する。その処理に誤りがあると思料される場合には、自発的な見直し等を要請する。

また、[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](#)というページが開設され、取組の概要（スライド形式）や効果的な取組事例が掲載されています。

なお、国税庁は、納税者による自発的な適正申告を推進するため、調査課所管法人（資本金が1億円以上の法人等）向けに、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査のための確認表も公表しています（[「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](#)）。

編集・発行

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved..

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.